秦野市学校給食センター設置条例を制定することについて

秦野市学校給食センター設置条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月3日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、秦野市 学校給食センターを設置するため、制定するものであります。

秦野市学校給食センター設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年 法律第162号)第30条の規定に基づき、秦野市学校給食センター(以下 「学校給食センター」という。)を設置することについて必要な事項を定め る。

(設置)

第2条 秦野市立学校の設置に関する条例(昭和39年秦野市条例第15号) 別表第2に掲げる中学校において実施される学校給食の調理等の業務を一括 して処理する施設として、学校給食センターを秦野市曽屋830番地1に設 置する。

(職員)

- 第3条 学校給食センターに、学校給食センター長その他必要な職員を置く。 (委任)
- 第4条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

秦野市学校給食センター設置条例施行規則制定案要綱

1 所掌事務

教育委員会は、秦野市学校給食センターにおいて次に掲げる事務を行うこと。

- (1) 学校給食の献立及び調理に関すること。
- (2) 学校給食の配送に関すること。
- (3) 学校給食用物資の調達及び保管に関すること。
- (4) 学校給食の衛生管理に関すること。
- (5) 学校給食の食物アレルギー対応に関すること。
- (6) 学校給食用の備品等の維持管理に関すること。
- (7) その他学校給食センターの管理運営に関すること。

2 業務報告

学校給食センター長は、各月における学校給食センターの業務の概況をその翌月の10日までに、教育長に報告しなければならないこと。

3 様式

規則の規定により使用する様式を定めること。

4 施行期日

条例の施行の日とすること。